

「卓越研究員事業」における理研の虚偽申請の全容解明を求めます

――再発防止のために原因となった違法な雇用上限の完全撤廃を

2023年5月26日 理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク

理化学研究所は、日本学術振興会の卓越研究員事業において、研究者の雇用期間を水増した申請をして、実際には無期雇用への転換ルールから逃れるために2年半も前倒しで雇止めしていたことが、5月24日の衆議院文部科学委員会での宮本岳志議員の質問によって明らかになりました。

宮本議員が取り上げたのは、当ネットワークの理研の大量雇止め強行*に対する抗議声明(5月18日)のなかで紹介した文部科学大臣若手科学者賞などの受賞歴がありながら、雇止めされ、中国の大学に転出した30代のユニットリーダーの事例です。理研は2018年、ユニットリーダーの今後の任期が4年半であるのに、7年と偽り振興会の「卓越研究員」に応募しました。認められて振興会から資金を得ながら、研究者の通算雇用期間が10年を超え、無期転換ルールが適用される直前の今年3月末に雇止めしました。

宮本議員は、理研が振興会に毎年度提出する事業結果報告書では任期を7～10年と記す一方、研究者に示す際は任期の欄が空白だったというユニットリーダーの証言を紹介しました。振興会は任期の具体例で最低5年は必要としているとし、任期が4年半では公募に通らないので、研究者には申請内容を隠したまま、振興会に7～10年と申請したのではないかと追及しました。

永岡桂子文部科学大臣は、「説明と異なる形で雇用が終了したことは大変遺憾」と答弁しました。宮本議員が全容解明を求めると、大臣は理研が調査を開始したことを明らかにし、「その結果を踏まえ卓越研究員事業の対応策を検討していく」と表明しました。

全容解明は、理研の監督官庁である文部科学省の責任で行うことを求めます。今回の虚偽申請には理研理事会が直接かかわっており、理研任せでは全容解明は期待できません。

そもそも卓越研究員事業の虚偽申請の原因となったのは、2016年に労組の反対にもかかわらず、理研が起算日を13年に遡及して違法に導入した10年の雇用上限です。理研は、無期雇用転換権を与えないために、ユニットリーダーに2023年3月末に雇止めする契約を押し付けながら、振興会には2025年まで雇用するという虚偽の申請をして、補助金を受け取っていました。

理事会が、卓越研究員の任期より、違法な雇用上限を優先して、雇止めを強行したことは重大です。とくに、五神真理理事長は、卓越研究員制度の制度設計を検討した委員会の主査を務めています。優先的に常勤・定年制の職に就けるよう後押しすることで、優秀な人材を日本国内にて確保するためにと自ら創設しておきながら、その趣旨に反する雇止めを強行した責任は厳しく問わねばなりません。理研による虚偽申請は国民の信頼を失うものであり、理研は国民に謝罪するべきです。

再発防止のために、理研に対して、その原因となった雇用上限を完全に撤廃することを求

めます。

理研は、研究系職員の雇用上限を撤廃したとしていますが、業務に関係なく契約期間の上限を押し付けることが可能になる「アサインド・プロジェクト」を就業規則に盛り込みました。理研は、今後も無期転換逃れのための雇止めを行う姿勢です。これでは、卓越研究員制度のみならず、あらゆる競争的資金の途中で雇用上限となり、研究者が使い捨てにされ、それまで投じた税金が無駄になることが今後も起こりえます。

人事制度を抜本的に見直し、雇用の安定化をはかるという労働契約法の趣旨に沿った人事制度への改定を強く求めます。

以上

*理研は、国内外の批判にもかかわらず本年3月末に10年の雇用上限により研究系職員の大量雇止めを強行しました。文科省はこの研究系職員の大量雇止めを実質的には黙認しました。文科省は、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的とした研究者の雇止めは、「労働契約法の趣旨に照らしての望ましいものではない」とする通知を昨年11月7日に発しました。ところが文科省は、この通知の中で、理研が昨年9月30日に発した「新しい人事施策の導入について」を改善に向けた取り組み例として例示しました。理研が行おうとしている大量雇止めに、文科省がお墨付きを与え、後押しをしました。